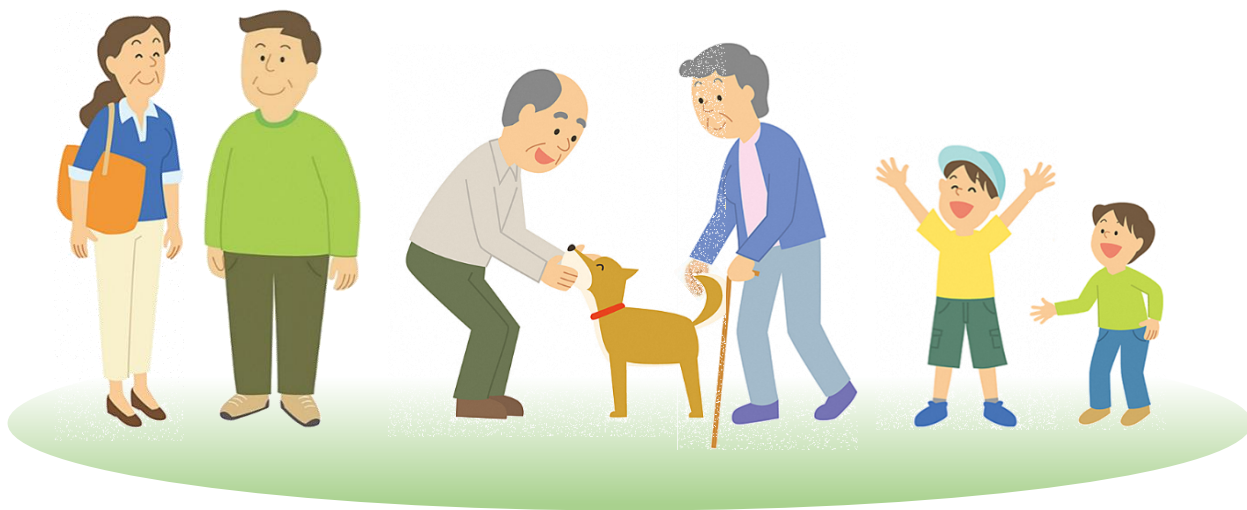


久留米市 第8期高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

概要版



この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第4次基本計画』や、福祉の各計画の基本となる『くるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画）』等の理念に沿った高齢者福祉及び介護保険事業の計画です。



1 計画の策定・推進体制

計画の策定について

本計画は、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、高齢者施策と介護保険事業を総合的に実施していくための指針を示すもので、令和3年4月から令和6年3月までを実施期間としています。

高齢になっても健康で、地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、市民や地域の皆さん、関係機関、行政が協働し、様々な高齢者福祉施策を展開します。また、介護が必要な状態になっても、重度化を防いだり、可能な限り在宅での生活を継続できるよう、介護サービスの提供を実施していきます。

計画の策定・推進体制

計画の策定にあたっては、高齢者や要介護認定者など計画の主な対象となる市民の皆さんや介護サービスを提供する事業者、関係団体にアンケートやヒアリングを通して意見を頂き、実態の把握に努めました。

また、関係団体や公募による市民代表の方々などからなる「計画推進協議会」で計画について検討を重ね、庁内でも「計画推進委員会」、「計画推進調整会議」を設置し、各部署連携しながら、必要な事項の審議・調整を図り、策定に至りました。今後の計画の推進においても、これらの会議を通じて進捗管理を行い、ご意見を頂きながら、具体的な施策を実施していきます。

関係機関・団体との連携

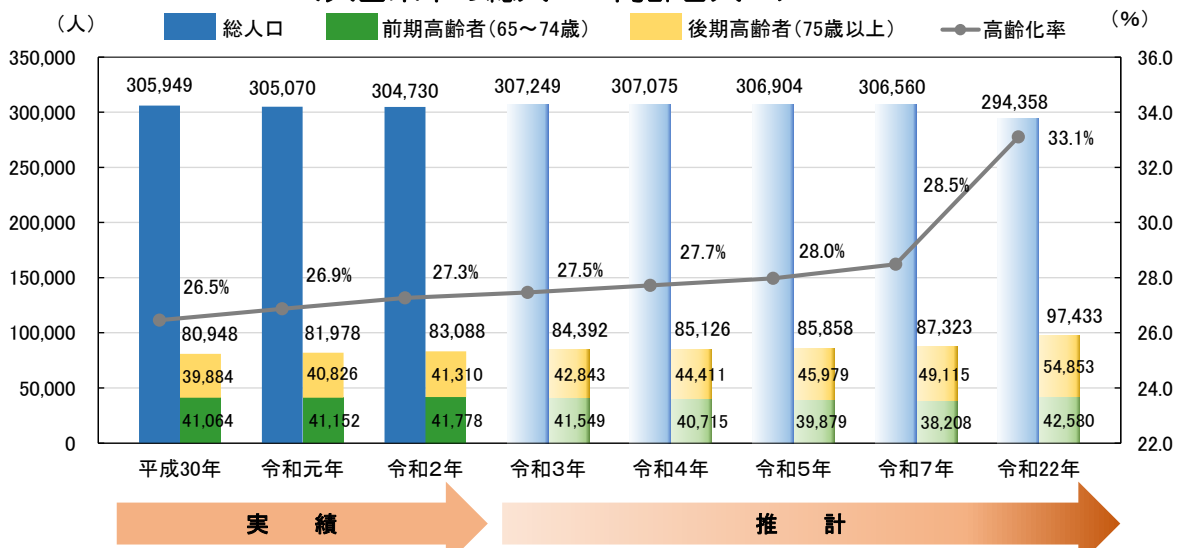
この計画では、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、役割分担と協働のもと、各種施策を推進します。

2

高齢者の現状と将来推計

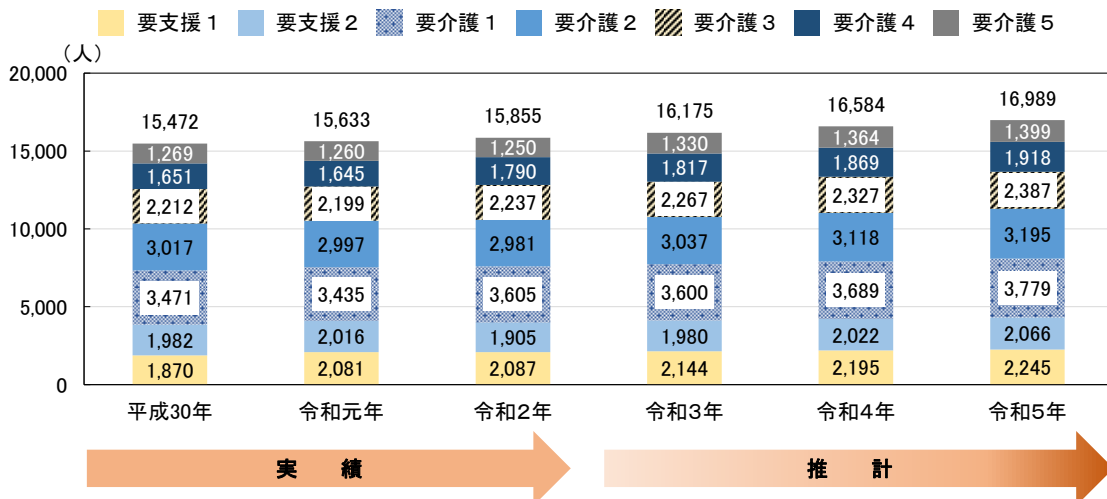
- わが国では、総人口が減少していく中で、高齢者人口は増加しており、高齢化は更に進むことが見込まれています。本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合が56.2%になると予測されます。その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には特に85歳以上の人口が増加することが見込まれています。
- 高齢者人口の増加とともに要介護認定者数も増加しており、将来的にも認定者数は増加することが見込まれます。特に、要介護1、要介護2の比較的軽度な認定者が多く、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

＜久留米市の総人口・高齢者人口＞



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）※令和3年以降は、コーホート要因法による推計値

＜久留米市の要介護認定者数＞



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）※令和3年以降は、いずれも推計値



3 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

本市では、地域共生社会の実現に向け、第6期計画より地域包括ケアシステムの構築に本格的に着手し、第7期計画においても継続して深化・推進を図ってきました。第8期計画では、第7期計画の基本理念と目指すべき姿を継承して、事業等を実施していきます。

基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して
いきいきと暮らし続けられるまち 久留米

◆地域共生社会の実現

◆地域包括ケアシステムの推進

目指すべき姿

1. 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

高齢者が長く元気に活動するためには、フレイル予防・改善に向け、栄養、運動、社会参加を意識した生活が大切であることから、高齢者が自らの取り組みを通じて、健康で自立した生活を営むことができるまちを目指します。

2. 見守り、支え合いの心が生きるまち

福祉や介護ニーズの増加・多様化に対応するため、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれ役割を持ち、医療、介護、福祉等の専門家と連携して支援体制の強化等を図り、お互いを見守り支え合うまちを目指します。

3. 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

認知機能等が低下しても、本人の意思が尊重される環境づくりのため、認知症施策や権利擁護の取り組みを推進します。また、必要に応じた良質なサービスが提供できる介護保険事業の実施を図り、安全に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

4 成果指標

この計画では、「目指すべき姿」の実現に向けた具体的な目標として、「まちの姿 成果指標」を設定します。

1. 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

指標名	現状(R1)	目標(R4)
60歳以上で「健康である」と回答した人の割合	71.2%	75.0%
健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加者として」参加したい高齢者の割合	48.6%	53.0%

2. 見守り、支え合いの心が生きるまち

指標名	現状(R1)	目標(R4)
60歳以上で「地域での支え合いや助け合いが充実している」と回答した人の割合	63.8%	67.0%
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手で「そのような人はいない」と回答した高齢者の割合	27.7%	25.0%

3. 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

指標名	現状(R1)	目標(R4)
60歳以上で「安全で安心して暮らせるまち」だと回答した人の割合	81.7%	85.0%
地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている一般高齢者の割合	40.9%	50.0%



5 分野横断的な視点

第8期計画では、各種調査や利用者インタビュー、第7期計画の事業展開から見えてきた課題や、重層的支援体制整備事業を新設した改正社会福祉法の趣旨等を踏まえ、施策展開を図る上での基礎となる考え方として、7つの分野横断的な視点を設定します。

(1) 市民との協働の推進

地域の多様な主体が、特性を活かして、新たな関係性と役割分担のもとに活動を展開することにより、市民との協働、市民主体の取り組みが進んでいくための支援を行います。

(2) 支え合う関係性の構築

人とのつながり、関係性の希薄化が進む中で、身近な環境の中で支え合いが進むための関係性の構築を促進します。

(3) 地域資源の連携

地域の貴重な資源である介護等の事業者や地域の各種団体との効果的な連携を図るための支援を行います。

(4) 多様化するニーズへの対応

高齢者の興味、関心が多様化し、既存の組織や活動では満足感や魅力を感じなくなっている人が増える中で、それぞれのニーズにあった活動、居場所づくりの促進や活性化を図ります。

(5) 効果的な情報発信

支援が必要と思われる人やその家族に対して、十分に活用されていない事例等を踏まえ、制度や事業の周知・啓発が十分に図れるよう、効果的な情報発信を行います。

(6) ICTの活用

介護人材確保及び業務効率化のための介護事業者のICT活用の支援及び、介護予防活動、見守り活動等へICTを活用します。

(7) 新しい生活様式を踏まえた「新たな日常」の構築

新型コロナウイルスへの感染を防止するための行動を、高齢者の日常の暮らしに取り入れるとともに、あらゆる活動の前提として実践していくことの啓発を図ります。

6

日常生活圏域の設定

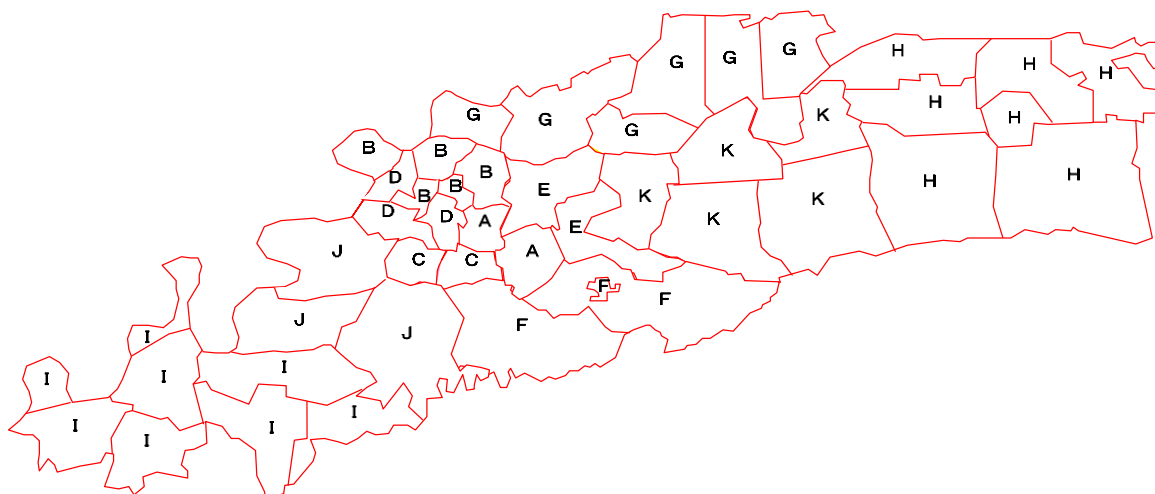
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・特性や人口、高齢者数等を考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」を設定しています。

各圏域には、地域住民の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域包括支援センターを設置しています。

<久留米市の日常生活圏域>

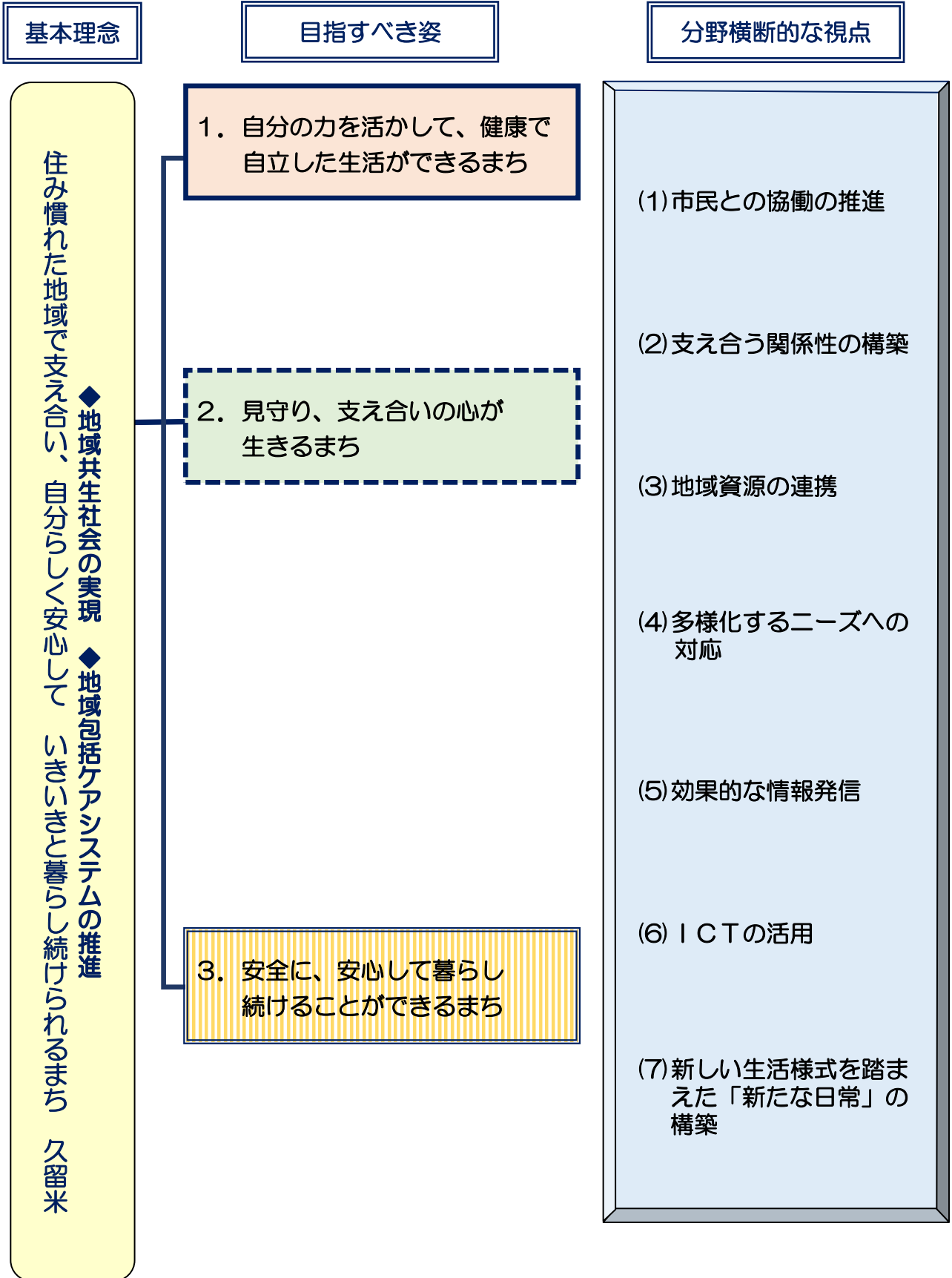
令和3年3月時点

圏域	小学校区								担当する包括支援センター
A	西国分	東国分							中央第3
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				中央
C	南	津福							南第2
D	京町	烏飼	金丸						中央第2
E	御井	合川							北第2
F	上津	高良内	青峰						南
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			北
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		東第2
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三瀨	西牟田	西
J	荒木	安武	大善寺						西第2
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				東

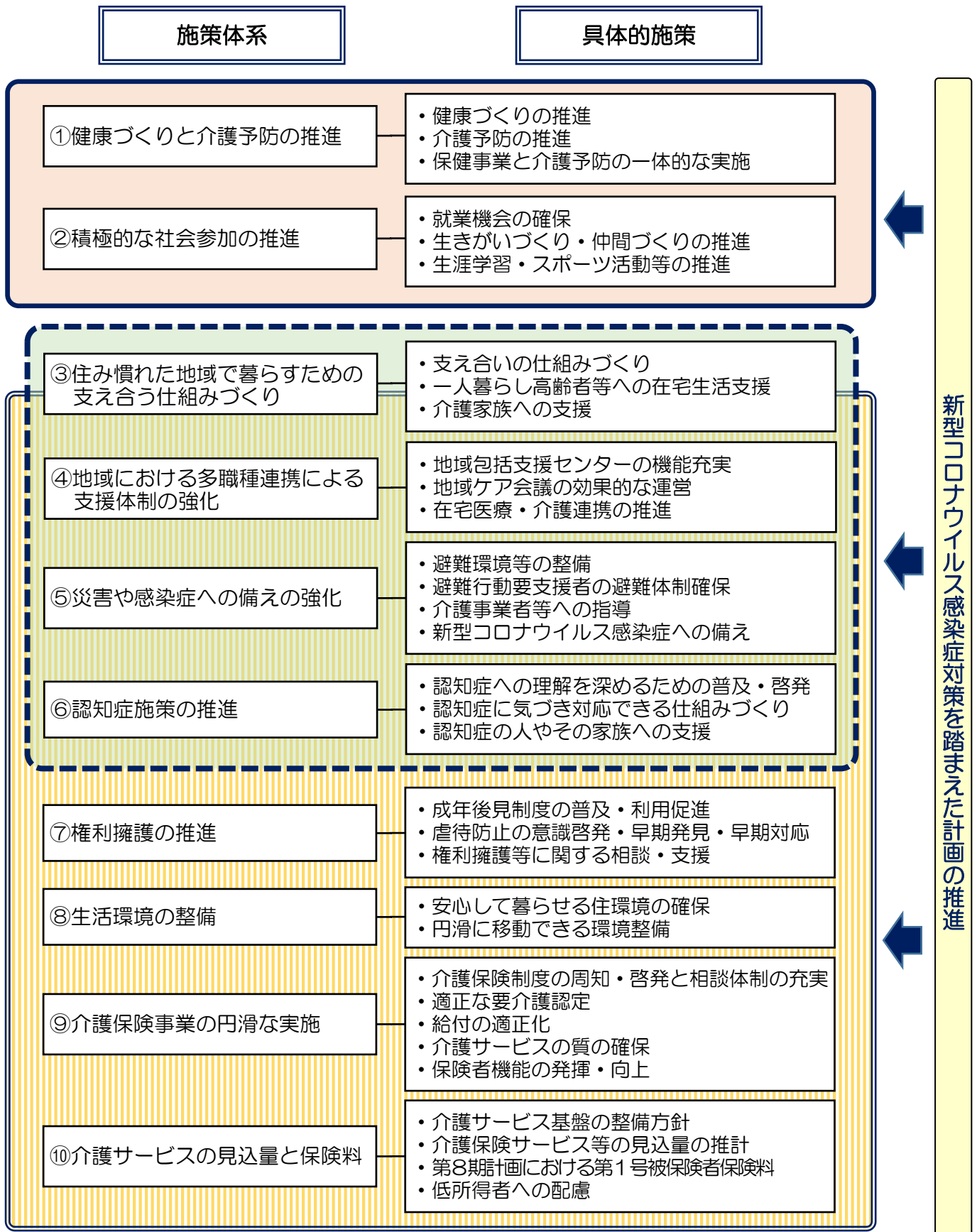




7 施策体系図



この図は、本計画の基本理念と目指すべき姿、その実現に向けた施策体系、具体的施策をまとめたものです。「分野横断的な視点」は、すべての施策に向けたものと位置づけています。



8

計画に基づく施策の展開

計画の施策体系ごとに、主な取り組みを紹介します。

①健康づくりと介護予防の推進

【フレイル予防・介護予防の普及】

加齢に伴う心身の機能低下（フレイル）の予防や認知症予防、口腔機能の向上など介護予防に対する意識を高め、高齢者が主体的に取り組めるよう、フレイル予防・介護予防等の教室や講座を実施し、周知活動や普及啓発を行います。



【地域での自主活動】にこにこステップ運動

【特定健康診査・特定保健指導等】

要介護状態や認知症となる原因の一つである生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドローム対策を中心とした「特定健康診査」や、ハイリスクと思われる人にはその人の状況に応じた「特定保健指導」を実施します。

②積極的な社会参加の推進

【就業機会の確保】

高齢者の経験や多様な能力を活かし、活躍の機会を得られるよう、シルバー人材センターの活用や就労相談・支援等を通じて、就業機会の確保を図ります。

【生きがいづくり・仲間づくりの推進】

老人クラブの活動支援やよかよか介護ボランティアの実施等により、生きがいや仲間づくりを推進します。

『フレイル』とは

フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

フレイル予防は日々の習慣と結びついており、ポイントとして「栄養」「身体活動」「社会参加」の3つがあげられています。

資料：厚生労働省「令和元年度食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業」より

③住み慣れた地域で暮らすための 支え合う仕組みづくり

【支え合いの仕組みづくりの推進】

「生活支援コーディネーター」を配置することによって、地域ニーズの把握、担い手の養成、地域住民と各種住民団体や支援関係機関等のネットワーク化などを進め、地域において、多様な主体による高齢者等に対する生活支援が、重層的に提供される支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

【緊急通報システムの貸与】

緊急時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、日常生活において常に見守り等が必要な一人暮らしの高齢者などに対して、急病などの緊急時に通報できる機能や、健康相談等が可能な通話機能を備えた通信機器を貸与します。

『生活支援コーディネーター』 について

生活支援コーディネーターとは、地域での生活をより豊かにするために、地域住民同士、専門職同士、そして地域住民と専門職をつなぎ、それぞれが連携しやすい体制づくりや個別課題を包括的に受け止める体制づくりを行う人です。

資料：「くるめ支え合うプラン」より

④地域における多職種連携による支援体制の強化

【地域包括支援センターの運営】

市内を11の日常生活圏域に区分し、各圏域に地域包括支援センターを設置することで、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行います。センターが高齢者の総合相談窓口としての役割が十分に果たせるよう、周知に努めるとともに、専門職等の適切な配置や多様化する相談に対応できる人材育成などに取り組みます。

また、高齢者本人だけでなく、家族などが抱える生活上の複合的な課題に対応できるよう、様々な分野の関係機関との連携等を行います。

⑤災害や感染症への備えの強化

【Web版ハザードマップの構築・高齢者等の情報弱者に対する避難情報発信】
高齢者をはじめ住民一人ひとりが自宅や地域のハザード情報を把握できるように、地図情報上で容易に確認できる「Web版ハザードマップ」を構築し、早期の避難行動につなげます。また、スマートフォンを所有していない等、緊急速報メールを受信することが難しい高齢者等に対して、事前登録制による架電やファックスによる避難情報の伝達を行います。

【初期対応と感染対策への支援（感染管理認定看護師派遣）】

高齢者福祉施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、現地へ感染症の専門家である感染管理認定看護師等を派遣し、施設の状況に応じた助言などを行い、感染対策への支援を行います。

⑥認知症施策の推進

【認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成】

認知症について正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を見守り支える「認知症サポーター」を養成するための講座を実施します。また、認知症サポーター養成講座の講師役となることができる「キャラバン・メイト」を養成するとともに、キャラバン・メイトが活動しやすい環境の整備に努めます。

【認知症支援ガイドブックを活用した周知】

民生委員の皆さんや介護事業所、医療機関等と連携し、認知症支援ガイドブックを活用して、認知症の早期対応の重要性等を周知します。

『認知症支援ガイドブック』について

「久留米市認知症支援ガイドブック」は、認知症について不安や悩みを抱えている人やその家族の皆さんが、認知症のことを正しく理解して、早期の発見や治療につなげていただけるように作成したものです。認知症に関する相談等ができる医療機関や、認知症予防4原則なども載せていますので、ものわすれや認知症について不安や悩みを抱えている方は、是非ご活用ください。



【認知症支援ガイドブック】

資料：久留米市ホームページより

⑦権利擁護の推進

【虐待防止に向けた意識啓発・早期発見・早期対応】

養介護施設職員や市民の皆さん等に対して、高齢者虐待に関する研修会等を実施し、正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に対し、各関係機関と連携することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげます。

⑧生活環境の整備

【生活支援交通の確保】

鉄道や路線バスの利用が不便な地域においても、高齢者や障害者等が日々の買い物や通院等を行いやすいように、生活支援交通を導入し、移動手段の確保につなげます。

⑨介護保険事業の円滑な実施

【介護職員と学生との交流事業】

中学生・高校生を中心とした若年世代に対し、介護職員との交流事業を通じて介護の魅力を発信するとともに高齢者の生活を支える大切な仕事であることの理解促進を図ります。

【業務効率化による介護職員の負担軽減】

介護人材の定着のため、介護ロボットやICTの活用、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用、介護助手の導入等により、介護職員の負担軽減を図ります。

【介護サービス相談員による施設等入所者支援】

市内の介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を介護サービス相談員が2人1組で訪問し、利用者や家族の相談内容に応じた助言を行うとともに、施設側との意見交換等により、サービスの質の向上に努めます。



『平成30年度キラリ☆くるめの介護の魅力フォトコンテスト』の応募作品



9 介護サービスの見込量

- 介護保険事業計画では、介護サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、計画期間内の介護保険サービス利用量及び給付費の推計を行います。
- 第8期事業計画期間の介護保険サービス利用量については、以下の手順によって施設・居住系サービス及び在宅サービス等利用者の見込量を推計します。

【ステップⅠ】被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

近年の実績を基に年齢・性別の人口、被保険者数を推計する。



近年の実績を基にして、要支援・要介護度別に将来の要介護認定者の出現率（高齢者数に対して要支援・要介護認定者の発生する割合。）を設定し、被保険者数推計に乗じて、要介護認定者数を推計する。

【ステップⅡ】施設・居住系サービスの利用者数の推計

近年の実績やサービスの供給動向を考慮して、計画期間内の施設・居住系サービスの利用者数を推計する。

【ステップⅢ】在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込量の推計

【ステップⅠ】で推計した要支援・要介護認定者数から、【ステップⅡ】で推計した施設・居住系サービスの利用者数を差し引いて、在宅サービス対象者数を推計し、近年の実績から要支援・要介護認定者に占める在宅サービス利用率を見込んだものを在宅サービス対象者数に乗じて、在宅サービス利用者数を推計する。



近年の実績から各サービス別の1月あたり利用回数（日数）を推計する。

施設・居住系サービス

第8期計画では、様々な要因を考慮したうえで、依然として待機者数の多い介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と、今後増加が予想される認知症高齢者に対応するため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を整備します。

居宅介護サービス

居宅介護サービスの提供は概ね確保されていると考えますが、介護が必要になっても在宅生活をできる限り長く継続できるように、今後も適切なサービス利用の推進に努めていきます。

地域密着型サービス（施設・居住系を除く）

本市では、地域密着型サービスの意義を高く認めており、今後も、地域バランスを考慮し適正な整備を行っていきます。

リハビリテーションサービス

本市では、通所リハビリテーションの利用率は全国平均・県平均よりも高いものの、訪問リハビリテーションは低いという状況にあります。

重度化予防及び自立支援のために重要なサービスであるため、今後も適切なサービス利用の推進に努めていきます。

サービスの利用負担軽減策

本市では、低所得の被保険者に対して、介護保険料の軽減や減免、介護保険サービスの利用者負担の軽減及び助成に取り組むとともに、制度の周知を図ります。

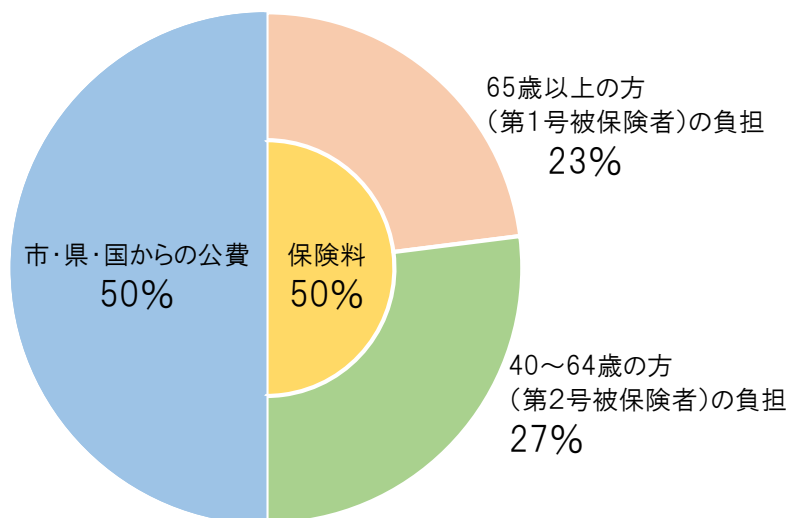
- (1) 第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化
- (2) 保険料の減免制度
- (3) 介護保険サービス利用者負担の軽減
 - ① 介護老人福祉施設旧措置入所者の利用料及び居住費・食費の負担額減額
 - ② 社会福祉法人等による利用者負担の軽減
 - ③ 訪問介護利用者負担額減額
- (4) 介護保険サービス利用者負担に対する助成

10 介護保険料の設定

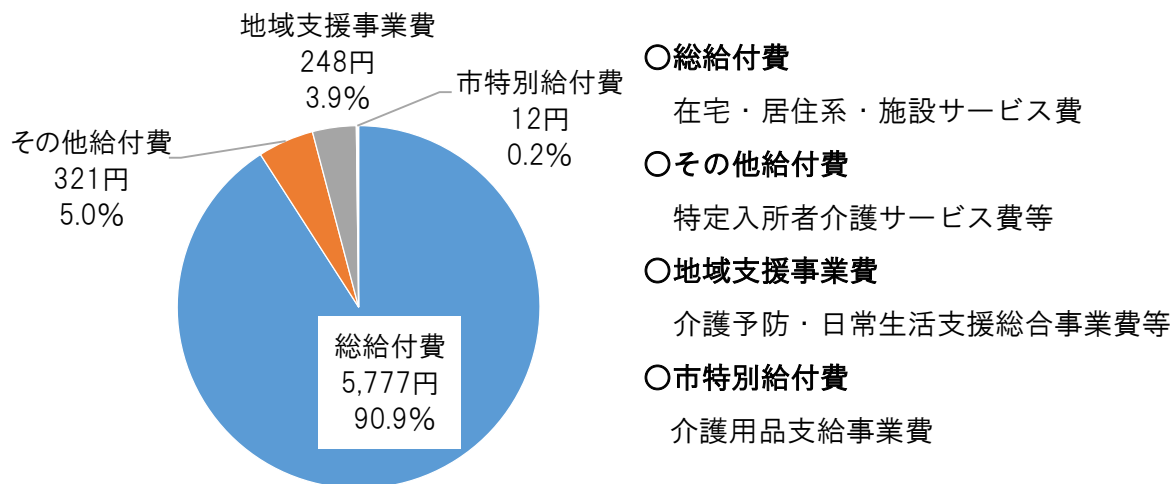
介護保険事業計画では、計画期間内における介護保険サービス利用量の見込みをもとに、当該計画期間内における介護保険料の算出・設定を行います。

第1号被保険者の保険料

- 介護保険の財源は、50%が公費、残りの50%は第1号及び第2号被保険者が保険料で負担しています。



- 算出された保険料基準額（月額）の負担構成は、以下のようになります。



保険料段階の設定

- 介護保険料は、市民税の課税状況に応じて段階制で設定することができます。国の示す標準段階区分は9段階ですが、本市では14段階に区分することで、より所得水準に応じた額を設定しています。

第8期計画期間所得段階設定			保険料額	
所得段階	対象者	負担割合	月額換算	年額
第1段階	市民税世帯非課税 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50	3,179円	38,148円
第2段階		×0.65	4,133円	49,592円
第3段階		×0.75	4,769円	57,222円
第4段階	市民税世帯課税	×0.88	5,595円	67,140円
第5段階		(基準額)	6,358円	76,296円
第6段階		×1.13	7,185円	86,214円
第7段階		×1.25	7,948円	95,370円
第8段階		×1.50	9,537円	114,444円
第9段階		×1.60	10,173円	122,074円
第10段階		×1.70	10,809円	129,703円
第11段階		×1.85	11,762円	141,148円
第12段階		×2.00	12,716円	152,592円
第13段階		×2.15	13,670円	164,036円
第14段階		×2.30	14,623円	175,481円



お問い合わせ先

久留米市 長寿支援課・介護保険課
〒830-8520 久留米市城南町15-3

TEL : 0942-30-9184 FAX : 0942-36-6845
